

令和7年

行方市農業委員会

第3回総会会議録

(令和7年3月25日)

令和7年3月25日 行方市農業委員会第3回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第14号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第15号	農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第17号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第18号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
議案第19号	令和7年度最適化活動の目標の設定等について
報告第12号	不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について
報告第13号	農地法第5条の規定による許可の取消願の受理について
報告第14号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第15号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第16号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について
報告第17号	農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免について

2 本日の出席委員

1番 一村 栄	2番 豊村 由貴	3番 大原 一美
4番 野口 浩	5番 木村 守	6番 阿部 力男
7番 飯島 清	8番 関口 順一	9番 谷田川 栄
10番 近藤 芳子	11番 茂木 孝	12番 橋本 清
13番 横瀬 忠美	14番 本澤 政雄	15番 風間 啓次
16番 小沼 正二	17番 郡司 正彦	18番 椎名 勇
19番 高塚 利英		

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 金田 景行
4番 宮寄 春樹	5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一
7番 小澤 信一	8番 山崎 雄一	9番 一條 克之
10番 小嶋 得男	11番 横田 俊信	12番 宇井 勝之
13番 野原 賢一	14番 川島 隆道	16番 千ヶ崎 敏男

3 本日の欠席委員

なし

本日の欠席推進委員

15番 石田 充春

4 議事内容

事務局 (開会宣言) 午後 3時00分
それでは、ご関係の皆さまがご参集でありますので、進めさせていただきます。
それでは、総会に先立ちまして、椎名農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)
それでは、一言ご挨拶申し上げます。
本日はお忙しい中、第3回総会へご出席をいただきましてありがとうございます。
また、総会前の役員会ということで、役員の皆様、ご苦労さまでした。
3月下旬ということで、大分暖かくなってまいりました。東京の桜が開花したということでした。農作業のほうも忙しくなってきました。体調管理に気をつけていただきたいと思います。
さて、農水省が19日、24年産米、2月の相対取引価格が60キロ当たり2万6,485円になったと公表しました。5か月連続で過去最高を更新したそうです。今後、政府備蓄米の本格流通が見込まれ、価格の動向に注目が集まります。
職員の異動がございます。箕輪係長が4月1日付で市長部局へ異動します。4年間農業委員会発展にご尽力をいただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。
最後になりますが、議案の審議をお願い申し上げて、挨拶といたします。

事務局 (議長選出)
ありがとうございました。
それでは、これから総会を開催いたしますけれども、事前の資料の準備のほうをお願いいたします。
では、議事日程に入ります。
議長につきましては、農業委員会規則第5条第1項よりまして、椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

議長 (委員の出席状況)
それでは、まず資格審査報告です。
ただいまの出席委員は19名、欠席委員はゼロ名ですので、定数に達しておりますので、令和7年行方市農業委員会第3回総会を開会いたします。

議長 (会議録署名人の指名)
日程第1、会議録署名人の指名について。
議長において次のように指名いたします。
15番風間啓次委員 16番小沼正二委員。

議長 (書記の任命)
次に、日程第2、総会書記の任命については、事務局の稲田事務局長補佐、箕輪係

長を任命します。

(会期の決定)

議長 長 次に、日程第3、会期の決定であります。本総会の会期は本日1日としたいと思
います。これにご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(経過報告)

議 長 次に、日程第4、経過報告について、事務局より報告願います。
事 務 局 私から3月の行事の経過報告につきまして報告させていただきます。
それでは、前回の総会以降の経過を報告します。
3月5日でございます。農業振興地域整備促進協議会、こちらは北浦公民館で開催
されております。農業振興地域の整備計画の変更につきまして検討しております。
こちらにつきましては、事務局で出席をしております。
続きまして、3月13日でございます。こちらは会長決裁ということで、会長宅に
おきまして、農業委員会に関する法律第26条第3項の規定によります職員の任命
につきまして、異動につきまして会長の決裁をいただいております。
3月17日でございます。茨城県農業会議第3回理事会、茨城県市町村会館におき
まして、令和6年の収支予算の変更等につきまして検討をいただいております。こ
ちら高塚委員に出席をいただいております。
続きまして、3月25日、本日でございます。第3回総会ということで現在開催中
でございます。よろしく申し上げます。

(議案第14号)

議 長 それでは、日程第5、議案の審議に入ります。
議案第14号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を
議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局 議案第14号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記
のとおり許可申請があったので提案する。令和7年3月25日提出、行方市農業委
員会長 椎名 勇。
案件につきましては、第5項までとなっております。事務局説明につきましては、
事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。
なお、第1項から第5項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないた
め、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長 それでは、1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。
2番、豊村委員。
2 番 2番、豊村です。第1項について報告いたします。
この件は木村委員にご協力いただき、調査してまいりました。

		譲受人は、市内玉造在住の農業兼会社役員の70代、男性です。譲渡人は、同じく玉造在住の会社役員の70代男性です。申請事由は、農業経営規模を拡大し経営の安定を図るため、区分は、売買による所有権移転です。サツマイモを栽培しており、農業従事日数は年間180日以上、農機具もそろっております。今回権利を設定しようとする土地は、県道水戸・神栖線の小座山地内の信号から小座山方面に入ったところ。調査の結果、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、サツマイモを作っており、また農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。
8	番	8番、関口です。2項について調査報告をいたします。 この案件は、風間・飯島両委員と千ヶ崎推進委員とともに現地調査を行いました。譲受人は、銚田市造谷、71歳の男性、譲渡人は、大洗磯浜町在住の54歳の男性です。申請理由は、新規就農のため、区分は、売買による所有権移転であります。予定される作物としましては、サツマイモを予定しております。1年間作業日数は160日の予定です。農機具として軽トラ1台、耕運機1台、噴霧器1台、農作業所の倉庫、あと、その他の機械については、必要がある場合はトラクター、芋掘り機を知人から借り入れる予定であります。申請地は、自宅より15キロで、車で約25分あります。譲受人は、以前、農業をやっており、10年前に廃業し、農地を全て処分しましたが、今回また農業を始めるとのことです。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、新規就農、そして前にも農業をやっていたので、改めて新規就農という形で農業をやる。そしてサツマイモを作るということで、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
1	6	16番、小沼です。椎名会長の案件です。第3項の調査報告をします。 調査には、野口委員、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。譲受人は、行方市小高在住、51歳の農業の男性の方です。譲渡人は、行方市小高在住、86歳、男性の方です。申請理由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図ることです。区分は、売買による所有権の移転です。この土地は以前から譲受人宅で耕作している畑です。また、農機具もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願

		いいいたします。ご異議ございませんか。
全 員 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 1 6	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。 16番、小沼です。これも椎名の会長の案件でございます。第4項の調査報告をします。 調査には野口委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。譲受人は、行方市小高在住、65歳、農業の男性です。譲渡人は、行方市小高在住、86歳の男性です。申請理由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図る。区分は、売買による所有権移転です。土地は、譲受人宅のすぐ後で、譲受人が以前から耕作、管理している畑です。農機具もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全 員 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 1 7	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。17番、郡司委員。 17番、郡司です。第5項の調査報告をいたします。 この案件については、宇井推進委員とともに調査してまいりました。 譲渡人は、77歳で、行方市藤井に在住し、農業の方です。水稲、露地野菜など300アールほど営農しております。譲渡人は、65歳で、同市荒宿に在住し、会社員の方です。申請事由は、農業経営拡大です。区分は、売買による所有権移転になります。調査の結果は問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もなく、許可相当ということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全 員 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	(議案第15号) 続きまして、議案第15号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。
事 務 局	局	議案第15号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、下記のとおり承認申請があったので提案する。令和7年3月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名 勇。 案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議 長 1 項ごとに審議いたします。
 調査員より調査の報告を求めます。11番、茂木委員。

1 1 番 11番、茂木です。
 今回の第4条の許可後の事業計画変更の調査には、横瀬・小澤両委員の協力の下、調査してきました。
 受人は、行方市繁昌に在住、50歳代、建材業の男性です。申請事由ですが、令和5年3月27日から令和7年3月26日まででしたが、土に一部粘土が含まれており、分別しながら排出に時間を要したためです。変更しようとする期間は、令和5年3月27日から令和9年3月26日までです。申請地は、市内繁昌麻生線で、四鹿信号手前を右に入って1キロに入ったところです。周囲の状況、隣接する農地等についても特に支障がないと思われ、関係書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお祈いします。

議 長 調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）
 議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

(議案第16号)

議 案 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和7年3月25日提出、行方市農業委員長 椎名 勇。
 案件につきましては、13項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議 長 1 項ごとに審議いたします。
 調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。

1 6 番 16番、小沼です。椎名会長の案件でございます。第1項の調査報告をします。
 調査には、野口委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。
 譲受人は、行方市小高地内の不動産業の代表取締役の女性の方です。譲渡人は、行方市玉造甲在住、66歳の男性です。転用理由は、現在事務所周辺では十分な資材置場を確保することが難しく、今後増加が見込まれる建設工事の需要に迅速に対応するためにも資材置場の確保が必要となるためです。区分は、売買による所有権移転です。土地は、行方市玉造保健センター近くです。関係書類も添付してあり、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお祈いします。

議 長 調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議 1 0	長 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。10番、近藤委員。 10番、近藤でございます。2項の調査報告をいたします。 調査には、本澤委員、小嶋・横田両推進委員に協力していただきました。 受人は、行方市三和在住、43歳の男性の方です。渡人は、行方市三和在住、71歳の男性の方です。2人の関係は親子になります。申請事由につきましては、宅地の違反転用の是正になります。区分は、使用賃借による権利の設定になります。この案件は、昨年10月の総会に農振除外の申請があり、皆さんにご審議をいただいたもので、市のほうから2月14日付で農用地区域から除外した通知が出ております。今後も宅地として使用するため、今回の是正の申請をするものであります。始末書も添付されており、許可相当と調査をしてまいりましたので、皆様のご審議をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、始末書等も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議 8	長 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。 8番、関口です。3項について調査報告をいたします。 この案件は、風間・飯島両委員と千ヶ崎推進委員とともに現地調査を行いました。 譲受人は、市内浜に在住の会社法人代表取締役、26歳の男性です。譲渡人は、市内小貫在住、61歳の男性です。申請事由は、進入路としての使用であり、面積は0.31平米です。区分は、贈与による所有権の移転であります。譲受人の会社は、建売住宅を行っていますが、私道が狭いので、譲渡人に申し出たところ、理解を得て無償で受けることになりました。場所は、玉造緑ヶ丘の薬局に接続する北側の土地です。事業計画書、必要書類もそろっており、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、事業計画書と関連書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 8	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。 8番、関口です。4項について調査報告をいたします。 この案件は、風間・飯島両委員と千ヶ崎推進委員とともに現地調査を行いました。 譲受人は、市内芹沢の37歳の男性と29歳の女性です。譲渡人は、市内小貫在住の61歳の男性です。申請事由は、宅地拡張で、贈与による所有権移転になります。譲渡人は、申請地境界に工作物を設置していましたが、隣接で宅地建設のため、確定測量をしたところ、工作物が実際の境界より内側に設置されていることが

		判明しました。しかしながら、工作物を再構築するには困難であり、判明した部分は細長い土地で、農地として利用ができないためです。そのため、無償譲渡となるものであります。場所は、玉造緑ヶ丘にあった薬局に接続する北側の土地です。事業計画書、必要書類もそろっており、何の問題もなく、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。
議	長	調査の結果は、事業計画書、関連書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項、6項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。
8	番	8番、関口です。5項、6項については関連がありますので、一括して申し上げます。 この案件は、風間・飯島両委員と千ヶ崎推進委員とともに現地調査を行いました。5項の譲受人は、市内浜に在住の会社法人代表取締役、26歳の男性です。譲渡人は、市内玉造在住、73歳の男性です。申請事由は、特定建築条件付売買予定地で、売買による所有権移転です。譲受人は、行方市において人口減少に伴う活性化の一助となるべく、住宅用敷地の開発を手がけております。立地条件がよい申請地を選択いたしました。譲渡人は、高齢であり、後継者もないため、現在休耕地となっている土地を有効に活用していただけるならとのことで、譲受人の要望に応えたものです。場所は、玉造保健センター付近のデイサービスセンターに接続する右側の土地です。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、何の問題もなく、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をお願いいたします。 続きまして、6項について報告をいたします。 6項の譲受人は、市内浜に在住の会社法人、代表取締役、26歳の男性です。譲渡人は、市内玉造在住の74歳の男性です。申請事由は、特定建築条件付売買予定地で、売買による所有権移転です。行方市においては人口減少に伴う活性化の一助となるべく、住宅用敷地の開発を手がけております。立地条件がよい申請地を選択しました。譲渡人は、高齢であり、後継者もないため、現在休耕地となっている土地を有効に活用していただけるならとのことで、譲受人の要望に応えたものです。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、何の問題もなく、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。
議	長	調査の結果は、休耕地の有効利用、そして事業計画書、資金計画書と関連書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、5項、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。

8	番	<p>8番、関口です。7項について調査報告をいたします。</p> <p>この案件は、風間・飯島両委員と千ヶ崎推進委員とともに現地調査を行いました。譲受人は、東京都新宿区在住の会社法人代表取締役の男性です。譲渡人は、市内八木蒔在住の86歳、男性です。申請事由は、太陽光発電設備の設置で、区分は、売買による所有権移転です。譲渡人は、今後農業を続けていく人員がおらず、土地を手放したい。譲受人は、活用されていない農地を太陽光発電設備設置で活用したい。設備についてはフェンスを150メートル、モジュール630ワットを174枚、パワーコンディショナーを10台の予定です。場所は、八木蒔にある飲食店の西側100メートルのところ。現在は休耕地になっております。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、何の問題もなく、許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、現在活用されていない土地を有効にしたい。そして土地の後を耕作する人がいないということで、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、8項、9項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。</p>
1	6	<p>番</p> <p>16番、小沼です。椎名会長の案件です。第8項、9項関連があるもので、一括で報告します。</p> <p>調査には、野口委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。</p> <p>譲受人は、8項、9項とも東京都新宿区の株式会社代表取締役の男性です。譲渡人は、8項は行方市島並在住の80歳の男性の方、9項は行方市島並在住、71歳の男性の方です。8項、9項とも太陽光発電設備の設置です。区分は、8項、9項とも売買による所有権の移転です。転用理由は、8項、9項とも活用されていない農地を太陽光発電設備にして有効活用したいということです。譲渡人は、今後農業を続けることができないので、土地を手放したいということでした。島並区長の同意書、隣接農地の同意書、ほか関係書類も添付しており、許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、地元区長の同意書、また隣接地の同意書等、関係書類も添付しており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、8項、9項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。17番、郡司委員。</p>
1	7	<p>番</p> <p>17番、郡司です。第10項の調査報告をいたします。</p> <p>この案件については、高塚・木村委員とともに調査してみました。</p>

		譲受人は、東京都新宿にある会社の代表取締役の方です。譲渡人は、行方市荒宿に在住し、農業の方です。申請事由については、記載のとおりで、太陽光発電設備の設置です。区分は、賃借権により地上権の設定になります。場所は、行方地域医療センターより南に約1.5キロのところになります。事業計画書、資金計画書、残高証明書など、必要な書類も提示されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要な書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。9番、谷田川委員。
9	番	9番、谷田川です。第11項についてご報告いたします。 なお、調査については、麻生・太田両地区4名で調査をしてまいりました。 譲受人は、鹿嶋市内の太陽光事業を営む法人です。渡人は、同じく鹿嶋市内の農業を営む法人です。双方とも代表者は同一の男性となっております。申請事由は、太陽光発電設備、区分については、売買による所有権移転です。当初は農地として利用する予定でしたが、傾斜地でもあり、農業生産には向かないことから、譲り渡すことにしたそうです。設備の内容については、添付書類のとおりです。調査の結果、周辺農地等への影響もなく、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、周辺農地への影響もなくということで、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
1	6	番 16番、小沼です。12項の調査報告をします。 この調査には、麻生・太田4名で調査をしてまいりました。 譲受人は、東京都八王子、太陽光発電法人の男性の方です。譲渡人は、行方市麻生、86歳、無職の女性の方です。申請理由は、太陽光発電設置、区分は、売買による所有権移転です。譲渡人は、高齢で耕作予定もなく、売却になりました。場所は、麻生高校付近になります。パネル174枚、モジュール出力620ワット、事業計画書、残高証明書、見積書、隣接農地の同意書も添付しており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。

議 5	長 番	次に、13項の調査員より調査の報告を求めます。5番、木村委員。 5番、木村です。13項の報告をします。 この案件については、高塚委員、郡司委員とともに調査してまいりました。 譲受人は、土浦市生田町に在住、38歳、金属スクラップ業の役員の外国の男性の方です。譲渡人は、行方市手賀在住、56歳、農業の男性の方です。申請事由は、金属スクラップ業の駐車場が手狭なため、自己資金で田を埋め立て、駐車場を拡張するということです。区分は、売買による所有権移転です。場所は、一般国道355号と354号の高須交差点から土浦方面350メートルに行った商業施設が終わった交差点、右側にあります。必要書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、必要書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、13項は原案のとおり可決いたします。
(議案第17号)		
議 事 務 局	長 務 局	次に、議案第17号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。 議案第17号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、下記のとおり承認申請があったので提案する。令和7年3月25日提出、行方市農業委員会 長 椎名 勇。 案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議 1 5	長 番	1項ずつ審議いたします。 それでは、調査員より調査の報告を求めます。15番、風間委員。 15番、風間です。1項の調査報告をします。 今回の調査は、関口委員、飯島委員、千ヶ崎推進委員さんとともに調査してまいりました。 申請者は、水戸市にある建設会社代表の方です。申請事由については、記載のとおり、事業計画変更の申請となります。令和5年4月1日から令和7年7月30日までの一時転用でありましたが、令和7年7月7日までの変更になるものです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、何の問題もないということで、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

(議案第18号)

議 長 議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定
事 務 局 議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定
について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和7年3月25日提出、
行方市農業委員会 椎名 勇。
別紙資料ナンバー1をご覧くださいと思います。行方市長より、行方市農業委
員会会長宛てに農用地利用促進計画案に関わる意見を求められております。計画案
は、令和7年5月1日始期の新規で31件、61筆、11万6,036平米になります。
詳細につきましては、次のページ一覧表でご確認をいただきたいと思ひます。以上
です。

議 長 ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の
意見決定については、原案のとおりと決定いたします。

(議案第19号)

議 長 議案第19号 令和7年度最適化活動の目標の設定等についての件を議題といたし
事 務 局 ます。事務局より説明願ひます。
それでは、議案第19号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、下記のと
おり提案する。令和7年3月25日提出、行方市農業委員会 椎名 勇。
それでは、ハンドブックの総会資料の資料ナンバー2をお開きください。
こちらが別紙の資料ナンバー2となります。この案件につきましては、令和4年度
から、農林水産省のほうから農業委員会に最適化活動の推進等についてという通知
に基づきまして、毎年度、最適化活動の目標を設定するものとなっております。
まずご覧いただひています1ページですが、こちらについては、本市農業委員会の
状況が記載されております。農家、農地等の概要につきましては、農林業センサス
等の数値が用いられております。
それでは、次の2ページをご覧ください。こちらが具体的な最適化活動の目標に
ついてという記載になります。
まず(1)の農地集積ということで、農地の集積につきましては、令和12年度ま
でに目標として最低でも66%という設定ということでありまして、市内の農地面
積が6,240ヘクタールあります。こちらの66%を集積するというような目標
となっております。これを1年当たりどのくらい集積すればよいかということ
で案分しますと、毎年245ヘクタールを集積しないと66%に達しないというこ
とで、毎年245ヘクタールを目標とさせていただきます。
次に、中段ですが、遊休農地につきまして、現状として増えているという傾向で
ござひますが、まず緑色の区分の遊休農地の解消ということで、令和3年度で35ヘ
クタールござひました。こちらを5年をかけてだんだん解消していくというような

目標設定ということになりますので、7ヘクタールというのが目標ということになっております。黄色区分についてはちょっと大分荒れてしまっているほうの農地でありますけれども、77ヘクタールあるということでございますが、こちらについては目標の数値は設定をしておりません。

次に、前の年度に発生した新規の緑区分の遊休農地の解消目標というところですが、こちらについては9ヘクタールというような目標ということになっております

次に、お聞きいただきまして、新規参入の促進ということでございますけれども、目標といたしましては、3条の所有権移転、それから農地基盤法の集積、そういったものの面積が過去3か年で134ヘクタールとなっております。このうち10分の1を新規参入者に貸し付けられるように農地所有者の同意を得て公表していくというのが目標でございます、こちらが13.4ヘクタールというような面積でございます。

次に、大きな2番、最適化活動の目標ですが、推進委員等が最適活動を行います。こちらは1人当たり活動日数を月6日以上ということになりますけれども、活動をしていただく目標となっております。6日というのは、もうこれは最低ラインでありますので、ぜひどんどん活動をしていっていただきたいというふうに考えております。

それから、最適化活動の強化月間ということで、7月、8月、1月の3か月設定をしております。農地パトロールを実施する。それから、所有者に対して意向確認などを実施して担い手を紹介しているような内容を目標としております。

最後に、新規参入相談会への参加目標ということで、回数は1回、茨城県等が開催する新規参入相談会、こちらに参加をするというような目標とさせていただいております。説明については以上でございます。

議 長 皆様のご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、令和7年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり決定いたします。

（報告第12号）

議 長 次に、報告案件に入ります。報告第12号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報についての件を事務局より説明願います。

事 務 局 報告第12号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について、下記のとおり報告する。令和7年3月25日提出、行方市農業委員長 椎名 勇。
法務局からの通知には3筆の記載がありますが、麻生地内の仮登記につきましては令和7年第2回総会、議案第7号第3項で審議しておりますので、割愛させていただきます。よって、今回の報告案件につきましては、土地につきましては玉造地内の田2筆となります。こちらの2筆の仮登記権者は同一の法人になりまして、仮登記年月日が令和7年2月7日。仮登記内容としまして、令和6年12月27日売買の農

地法第5条の許可条件つきであります。以上です。

議 長 それでは、1項、2項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。

8 番 8番、関口です。仮登記1項については、関連がありますので、一括して調査報告をいたします。

この案件は、風間・飯島両委員と千ヶ崎推進委員とともに現地調査を行いました。

1項、2項とも仮登記権利者は、市内浜在住の株式会社の法人です。1項の土地所有者は、市内玉造在住の男性です。2項の土地所有者は、市内在住の男性です。仮登記は令和7年2月7日に登記となっており、条件が農地法第5条の許可となっております。申請地は、玉造保健センター付近のデイサービスセンターに接続する南側です。報告は以上であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの報告につきまして審議を求めます。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、関口委員には、引き続き監視、指導をよろしく願いいたします。

(報告第13号) (報告第14号) (報告第15号) (報告第16号)

議 長 次に、報告第13号 農地法第5条の規定による許可の取消願の受理について、報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第16号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。

事 務 局 報告第13号 農地法第5条の規定による許可の取消願の受理について、下記のとおり報告する。令和7年3月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名 勇。

土地につきましては、谷島地内の畑、388平米となります。平成13年5月16日付でログハウス展示場の転用許可を受けましたが、事業は実施されることなく現在に至っております。今後も展示場の建設を行わないことから、取消願が提出されております。

続きまして、報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和7年3月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名 勇。

こちらは、相続人より所有者を取得された方の届出12件の一覧となります。ご確認ください。

続きまして、報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和7年3月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名 勇。

こちらにつきましては、合意解約により賃貸借を解約した通知の一覧、8件の一覧となります。ご確認をいただきたいと思います。

続きまして、報告第16号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況につい

て、下記のとおり報告する。令和7年3月25日提出、行方市農業委員長 椎名 勇。

こちらは、先月提出いただきました活動記録を集計したものの一覧となります。ご確認をいただきたいと思います。以上です。

議 長 報告案件についての質疑を求めます。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認めます。

（報告第17号）

議 長 報告第17号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免
事 務 局 についての件を事務局より説明願います。

報告第17号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免
事 務 局 について、下記のとおり報告する。令和7年3月25日提出、行方市農業委員長
椎名 勇。

職員の任免につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項によりまして、農業委員会が行うと定められております。本来議案として総会に提出するところではありますが、行方市農業委員会事務局処務規程第2条第2項によりまして、総会を招集する時間的余裕がない場合は、会長が専決することができる、としておるところでございます。今回につきまして招集する時間的余裕がないと認められるため、3月13日に次のとおり会長の専決処分を行いましたので、ご報告させていただきます。

まず、市長部局及び教育委員会事務局へ出向する者、令和7年4月1日付でございます。主査兼係長、久保田博、係長、箕輪栄三郎でございます。

続きまして、農業委員会が任命する者、こちらも令和7年4月1日付でございます。係長、荒井直樹、主幹、久保田博でございます。こちらの久保田博につきましては、一度市長部局に戻りまして、定年により退職し、その後、再任用職員として農業委員会が任命するという形になるところでございます。以上でございます。

議 長 報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後3時55分

議 長 これにて、本総会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、第3回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。